

## 令和6年度 第1回渋谷区労働報酬審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年12月19日(木) 14時00分～15時00分
- 2 場 所 渋谷区役所 10階 1001会議室
- 3 出席者 委員 7人(小磯会長、竹内委員、福島委員、工藤委員、  
吉田委員、山田委員、八木原委員)  
事務局 5人(総務部長、契約課長、契約係長、契約係員2人)

### 4 会議次第

- (1) 労働報酬下限額(業務委託契約等)の動向について
- (2) その他

### 5 主な内容

#### (1) 委員委嘱

審議会に先立ち、区長から委員7人に委嘱状の交付を行った。

#### (1) 議事

- ①労働報酬下限額(業務委託契約等)の動向について  
事務局から資料説明後、意見交換を行った。

#### <主な意見等>

##### (委員)

- ・労働報酬下限額の算定について、使用している年次有給休暇の日数や基幹号給について、根拠等を示していただきたい。基幹号給について、新人ではなくプロが工事や委託された業務を行なっているものと思うが、渋谷区の新規採用職員に適用される号給では実態に合わないのではないか。

##### (事務局)

有給休暇については、当初は労働基準法によって年間で最低5日間の年次有給休暇の取得が義務付けられたことから算定に含めることとした。今年度は、産業労働局の令和5年「中小企業の賃金事情」により示された年次有給休暇の1人当たりの取得日数である10.5日から出した11日としている。この数字は昨年度の審議会において提案し、審議にお

いて可決された数字である。なお、産業労働局による年次有給休暇の取得日数についての調査は隔年調査のため、今年度も昨年度と同様の数値としている。基幹号給については、労働者へ支払われる賃金がこれを下回る金額となつてはならないという下限額についての算定であることから、渋谷区の業務職の新規採用職員の給与算定において適用される号給を使用している。区の新規採用職員の給与は給料表のうち行政職(二)1級19号に位置づけ、そこから始めるので、下限額としては相当であろうというのが根拠となる。あくまで「下限額」でありこれを下回ってはならないというものであるので、この下限額を上回る金額を労働者へ支払う分には、区としては何も言うことはない。また、各事業の予算について積算を行なっている所管課からは、週休2日を労働者が取ることが出来ているのか等も勘案しながら、適正に人が集まってくれるような積算をしていると聞いている。

(委員)

- ・建設業に関して情報を得たところによると、現状で示されているような労務単価では人が集まらないとのことである。今後の区での事業に支障をきたすような状況とならないよう、現実の状況を把握し今後を見据え、今後の解決に努めていかなければならないのではないかと感じている。また、本審議会にて下限額を決定した後、実際に労働者へ支払われている賃金がどのような金額であるかという点が大変重要であると考えますが、公契約条例の適用対象の契約における賃金等の実情等も知りたいと思う。

(委員)

- ・今回事務局によって示された下限額の金額としては、相場やこれまでの渋谷区の状況から考えれば妥当であると考えます。他の自治体でも各審議会において知恵を出し合い労働報酬下限額の算定について議論をされているとの情報を得ているので、渋谷区においても今後に向けて建設的な意見交換を行い、算定について検討していただけたらと考えます。また、業務委託について、年度ごとに本審議会によって決定する下限額が適切に反映されているのかを示していただきたい。

(事務局)

単年度の工事では年度ごとに適切に工事設計労務単価を適用し、複数年度に跨る工事についてはインフレスライド条項を適用して賃金等の変動へ適切に対応している。一方、渋谷区の業務委託は長期継続契約のような形での契約を行なっていないので、インフレスライド条項のようなものはないが、年度ごとに適切に労働報酬下限額を適用している。

(委員)

- ・ 審議会では労働報酬下限額について諮問に基づいて答申を出しているが、下限額と実際に現場の労働者へ支払うべき金額とが乖離してきているのが実情ではないかと考える。

(委員)

- ・ 区では、賃金等の実情等に関して、区で契約している公契約条例の対象となる委託業務については、毎年数社ずつではあるが労働条件審査によって労働環境や賃金の状況を審査している。そのため、区では事業者が渋谷区公契約条例を基に適正に業務を行い、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払っているかどうかは一定程度把握できているものと思う。

(委員)

- ・ 渋谷区は所在する企業数も多く、インバウンドの需要もあって、自治体として恵まれた状況の中にあるものと思う。その中で国や東京都の示しているものと同一の基準を採用することが適切であるかどうかについては、考える余地もあるのではないかと感じる。

(委員)

- ・ 渋谷区でこれまで労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回っていた時期はあるのかを確認させていただきたい。

(会長)

渋谷区の労働報酬下限額と東京都の最低賃金が同額であったことは1年あるが、下回った年はこれまでない。

(委員)

- ・ 労働報酬下限額の算定に関し、渋谷区公契約条例によって一定程度規定されているが、条例の施行から一定程度の期間が過ぎているので、今後を見据えて算定式等について見直し等の検討をすることは可能ではないかと思う。他自治体においても様々な工夫をして労働報酬下限額について検討しているとの情報も得ているので、渋谷区においても算定式の見直し等を検討していく時期ではないかと思っている。

(委員)

- ・ 労働報酬下限額に関するこれまでの議論については良かったものと思うが、現状では下限額と実際に現場の労働者へ支払う金額との乖離や労働力の減少、工期の時間制限等の問題があり、現場は逼迫した状況にあると感じている。そのため、これまでのように工事等が順調に行なわれるのか、今後について非常に心配している。今後については現実や世の中の流れを考慮し、検討する必要があると思う。

## (2) その他

事務局から、次の事項について報告等を行なった。

- ・労働報酬下限額算定方法の見直しについて委員より意見を頂戴しているが、各自治体の動向を注視しつつ、引き続き検討を進めていきたい。
- ・労働報酬審議会について公開すべきではないかとの意見を委員より頂戴しているが、各自治体の状況を踏まえ、傍聴について今現在検討している状況である。
- ・労働報酬審議会の議事録について、特別区で審議会を実施している区のうち約半が公開している状況であるため、概要という形ではあるが公開していくべきではないかと考えている。
- ・労働報酬審議会の開催時期について、予算編成に間に合う時期での開催がよいのではないかとの意見を委員より頂戴しているが、渋谷区の労働報酬下限額は人事委員会勧告の動向や国土交通省より示される公共工事設計労務単価を基に算定を行っており予算編成は直接の関係がないため、現状としては考えていない。
- ・学習会について開催してほしいとの意見を委員より頂戴しているが、渋谷区の労働報酬審議会には知見を持つ専門家の方々にお集まりいただき、それぞれの知見による意見を基に審議事項についてご意見いただくものであるというのが区の認識であるため、委員を対象とした学習会の開催は現状としては考えていない。ただし、国の審議会等で行なっているような、各委員が他の委員に対してご自身の知見の披露等を行なうということであれば開催可能ではないかと考えている。
- ・次回の審議会については公共工事設計労務単価の公表時期を見込み、3月中旬から下旬を目途として日程調整をさせていただきたい。

### <主な意見等>

(委員)

- ・審議会の会長宛てに申し入れ書を提出させていただいたが、区にはお渡しいただいたのか。

(会長)

会長宛てであり区宛てではないため区に渡すことはしていないが、申し入れ書が会長宛てに提出されたことについては、区へお話ししている。

(委員)

- ・審議会の第1回開催が12月というのは、他自治体と比較すると遅いのではないかと思う。開催時期については次回以降検討していただきたい。

(委員)

- ・ 次回の審議会の開催時間は1時間と決まっているのか。また、令和6年度の審議会は年2回の開催で終わりか。

(事務局)

審議会はこれまで毎回1時間の開催時間で行なってきたので、基本的には1時間の予定である。また、審議会の開催回数としては、十分な議論が終わらず審議が結審に至らない場合は、予備として3回目が行えるように予算を確保している。

以上